

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

平成30年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会 議 案

平成30年度小樽市一般会計補正予算

平成30年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,779,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の追加及び変更は、「第4表 市債補正」による。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及 手 数 び料		千円 964,778	千円 △ 5,278	千円 959,500
	1 使 用 料	606,368	△ 5,278	601,090
15 国庫支出金		11,290,013	142,805	11,432,818
	1 国庫負担金	10,229,427	142,700	10,372,127
	2 国庫補助金	1,030,428	105	1,030,533
16 道支出金		3,248,130	24,475	3,272,605
	1 道負担金	2,661,085	24,475	2,685,560
18 寄 附 金		63,701	22,912	86,613
	1 寄 附 金	63,701	22,912	86,613
19 繰 入 金		2,528,692	93,179	2,621,871
	1 基金繰入金	2,528,692	93,179	2,621,871
21 諸 収 入		3,008,745	5,440	3,014,185
	4 雑 入	457,083	5,440	462,523
22 市 債		3,136,716	4,800	3,141,516
	1 市 債	3,136,716	4,800	3,141,516
歳 入 合 計		56,491,026	288,333	56,779,359

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		1,691,946	21,857	1,713,803
	1 総 務 管 理 費	1,375,419	21,857	1,397,276
3 民 生 費		24,732,272	217,382	24,949,654
	1 社 会 福 祉 費	11,540,290	88,597	11,628,887
	2 児 童 福 祉 費	4,615,731	1,885	4,617,616
	3 生 活 保 護 費	8,430,699	125,000	8,555,699
	5 民 生 施 設 費	138,392	1,900	140,292
7 商 工 費		2,630,085	10,884	2,640,969
	1 商 工 費	2,630,085	10,884	2,640,969
9 消 防 費		327,990	3,800	331,790
	1 消 防 費	327,990	3,800	331,790
10 教 育 費		2,044,061	24,410	2,068,471
	1 教 育 総 務 費	196,859	150	197,009
	2 小 学 校 費	562,820	16,300	579,120
	3 中 学 校 費	324,057	7,100	331,157
	6 社 会 体 育 費	144,593	860	145,453
14 予 備 費		30,000	10,000	40,000
	1 予 備 費	30,000	10,000	40,000
歳 出 合 計		56,491,026	288,333	56,779,359

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	5 社会教育費	重要文化財 旧日本郵船(株) 小樽支店保存 修理工事費	千円 604,668	平成30年度	千円 17,400
				平成31年度	146,846
				平成32年度	264,230
				平成33年度	176,192

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
行政情報システム整備事業費 (し尿収集管理、ごみ処理 手数料徴収管理システム)	平成31年度から 平成36年度まで	千円 7,341
総合福祉センター 管理代行業務費等	平成31年度から 平成33年度まで	188,183
市民会館・公会堂・市民センター 管理代行業務費	平成31年度から 平成33年度まで	322,545
夜間急病センター 管理代行業務費	平成31年度から 平成32年度まで	360,400
自然の村 管理代行業務費等	平成31年度から 平成33年度まで	200,774
臨時市道整備事業費	平成31年度	70,000
スクールバス運行経費 (銭函小・張碓小・長橋小)	平成31年度	42,267
水泳教室開催経費	平成31年度	8,807
銭函パークゴルフ場 管理代行業務費	平成31年度から 平成35年度まで	28,084

第4表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所整備事業費 民生施設整備事業費	千円 1,700 1,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
社会福祉施設等整備事業費	千円 14,000	千円 15,200

平成30年度小樽市水道事業会計補正予算

第1条 平成30年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度小樽市水道事業会計予算第5条の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
天神浄水場中央監視制御設備更新事業費	平成31年度 ～平成32年度	千円 400,000
配水管整備事業費	平成31年度	70,000

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年小樽市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」の次に「、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加え、「並びに小樽市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を削る。

第2条中「この条、第4条から第6条まで及び第8条において」を削る。

第9条中「小樽市長の選挙における候補者（以下単に「候補者」という。）」を「候補者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後

その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙におけるビラの作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例
小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和26年小樽市条例第47号）の
一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成30年11月分」を「平成31年1月分」に、「100
分の91」を「100分の85」に、「100分の93.5」を「100分の
90」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、副市長及び教育長の給料月額について、独自削
減の減額率を変更するためであります。

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例

(小樽市職員給与条例の一部改正)

第1条 小樽市職員給与条例（昭和46年小樽市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「4, 200円」を「4, 400円」に改め、同条第2項中「21, 000円」を「22, 000円」に改める。

第25条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の42.5）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の95（再任用職員にあっては、100分の47.5）」を加える。

別表第1号及び別表第2号を次のように改める。

別表第1号（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500

	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
再	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
任	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
用	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
職	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
員	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
以	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
外	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
の	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
職	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
員	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		

72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			

110	299,900	348,900					
111	300,300	349,200					
112	300,600	349,500					
113	300,800	350,000					
114	301,000						
115	301,300						
116	301,700						
117	301,900						
118	302,100						
119	302,400						
120	302,700						
121	303,100						
122	303,300						
123	303,600						
124	303,900						
125	304,200						
再任用職員	215,200						

別表第2号（第4条関係）

医療職給料表

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	269,000	397,900	471,700	566,500
2	272,600	400,800	474,000	569,600
3	276,600	403,700	476,200	572,700
4	280,600	406,500	478,500	575,800
5	284,600	409,100	480,700	578,700
6	288,400	411,800	482,900	581,100
7	292,400	414,600	485,100	583,500
8	296,300	417,300	487,300	585,900
9	300,200	419,500	489,300	588,100
10	303,900	422,200	491,400	589,600
11	307,500	424,800	493,500	591,100
12	311,000	427,500	495,600	592,600
13	314,600	429,900	497,700	594,100
14	318,200	432,400	499,800	595,200
15	321,900	434,800	501,900	596,300
16	325,400	437,300	504,000	597,200
17	328,900	439,300	506,100	598,400
18	333,100	441,700	508,100	599,400
19	336,100	444,000	510,100	600,400
20	339,000	446,400	512,100	601,400
21	342,000	447,900	513,900	602,400
22	344,700	450,300	515,700	
23	348,000	452,600	517,600	
24	351,100	454,900	519,500	
25	354,200	456,900	521,200	
26	357,000	459,200	523,000	
27	359,900	461,400	524,800	
28	363,000	463,700	526,600	
29	366,200	465,800	528,200	
30	369,100	468,100	530,000	
31	372,700	470,400	531,800	
32	375,900	472,600	533,600	
33	379,600	474,600	535,200	

34	383, 200	476, 700	537, 000
35	385, 900	478, 800	538, 700
36	388, 700	480, 900	540, 500
37	391, 400	483, 000	542, 100
38	394, 200	484, 800	543, 700
39	396, 800	486, 600	545, 100
40	399, 400	488, 400	546, 700
41	401, 800	490, 100	548, 200
42	403, 800	491, 900	549, 600
43	406, 100	493, 700	551, 000
44	408, 300	495, 500	552, 300
45	410, 600	497, 100	553, 500
46	412, 900	498, 800	554, 500
47	415, 000	500, 600	555, 500
48	417, 000	502, 400	556, 500
49	419, 100	504, 000	557, 500
50	421, 000	505, 300	558, 400
51	422, 800	506, 600	559, 300
52	424, 600	507, 900	560, 200
53	426, 600	508, 900	561, 000
54	428, 500	510, 200	561, 900
55	430, 500	511, 500	562, 800
56	432, 400	512, 800	563, 700
57	434, 400	513, 800	564, 600
58	436, 200	514, 600	565, 500
59	438, 000	515, 400	566, 400
60	439, 700	516, 200	567, 100
61	441, 500	517, 100	568, 000
62	443, 300	517, 900	568, 900
63	445, 100	518, 800	569, 800
64	446, 900	519, 600	570, 700
65	448, 600	520, 500	571, 600
66	450, 400	521, 400	
67	452, 100	522, 100	
68	453, 900	523, 000	
69	455, 700	523, 900	
70	457, 600	524, 700	
71	458, 800	525, 600	
72	460, 000	526, 500	

73	461, 200	527, 300
74	462, 400	528, 200
75	463, 400	529, 100
76	464, 400	529, 800
77	465, 400	530, 600
78	466, 200	531, 500
79	466, 900	532, 400
80	467, 600	533, 300
81	468, 300	534, 100
82	469, 000	535, 000
83	469, 700	535, 900
84	470, 400	536, 800
85	471, 000	537, 600
86	471, 300	538, 500
87	472, 000	539, 400
88	472, 700	540, 300
89	473, 400	541, 100
90	473, 800	
91	474, 400	
92	475, 100	
93	475, 800	
94	476, 200	
95	476, 800	
96	477, 400	
97	477, 900	
98	478, 500	
99	479, 000	
100	479, 500	
101	480, 000	
102	480, 400	
103	481, 000	
104	481, 400	
105	481, 900	
106	482, 400	
107	483, 000	
108	483, 600	
109	484, 000	
110	484, 500	

111	485,100		
112	485,700		
113	486,300		
114	486,800		

第2条 小樽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「6, 500円」の次に「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあつては、3, 500円)」を加える。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」」に改める。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の90(再任用職員にあつては、100分の42.5)、12月に支給する場合には100分の95(再任用職員にあつては、100分の47.5)」を「100分の92.5(再任用職員にあつては、100分の45)」に改める。

(小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年小樽市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「100分の227.5」を「100分の232.5」に、「100分の182」を「100分の186」に、「100分の136.5」を「100分の139.5」に、「100分の68.25」を「100分の69.75」に改める。

第4条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

在 職 期 間	支 給 割 合
6 月	1 0 0 分 の 2 2 2 . 5
5 月 以 上 6 月 未 満	1 0 0 分 の 1 7 8
3 月 以 上 5 月 未 満	1 0 0 分 の 1 3 3 . 5
3 月 未 満	1 0 0 分 の 6 6 . 7 5

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の小樽市職員給与条例及び第 3 条の規定による改正後の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の小樽市職員給与条例及び第 3 条の規定による改正前の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の各条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、扶養手当の月額並びに宿日直手当の限度額を改定するとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するため

あります。

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例

小樽市資金基金条例（昭和39年小樽市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表小樽市文化芸術振興基金の項の次に次のように加える。

小樽市学校教育施設整備資金基金	学校教育施設整備の資金とするため
-----------------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、新たに学校教育施設整備資金基金を設置するためであります。

小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

小樽市夜間急病センター条例（平成5年小樽市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（診療時間）

第4条 急病センターの診療時間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分		診 療 時 間
(1)	土曜日（次号に掲げる日を除く。）	午後2時から 翌日の午前9時まで
(2)	土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下単に「休日」という。）である日に限る。）	午後6時から 翌日の午前9時まで
	翌日が休日である日	
	1月1日、1月2日、12月30日	
	1月3日（土曜日である日に限る。）	
(3)	前2号に掲げる日以外の日	午後6時から 翌日の午前7時まで

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、夜間急病センターの診療時間を変更するため
あります。

平成30年
小樽市議会

第4回定例会

議案第8号

損害賠償額の決定について

平成29年12月25日正午頃、生活環境部が管理する礼文塚し尿処理場の二、三次処理室の屋根の一部が強風により飛散したことにより、札幌市中央区北11条西15丁目1番1号北海道旅客鉄道株式会社が所有する架線等に与えた損害について、その賠償額を次のように決定する。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

賠償額 543万9,048円

平成30年
小樽市議会

第4回定例会

議案第9号

小樽市副市長の選任について

次の者を本市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により
議会の同意を求める。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

小 山 秀 昭

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市銭函パークゴルフ場
- 2 指定する法人等の名称 マルミプラス株式会社
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 おたる自然の村
- 2 指定する法人等の名称 一般財団法人おたる自然の村公社
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター
- 2 指定する法人等の名称 小樽ビル管理・大幸総業グループ
代表法人 株式会社小樽ビル管理
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市総合福祉センター
- 2 指定する法人等の名称 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年
小樽市議会

第4回定例会

議案第14号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市夜間急病センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽市医師会
- 3 指定期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

平成30年
小樽市議会

第4回定例会

議案第15号

小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

奈良岡

修

小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、小樽市過疎地域自立促進市町村計画を次のとおり変更する。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

5の(3)の表4の部中

(4)認定こども園	民間保育施設等整備支援事業 民間保育施設等整備支援事業費補助金 民間保育施設等の整備に対する補助事業	民間等	
-----------	--	-----	--

を

(3)児童福祉施設 保育所	保育施設維持補修事業 ボイラー改修事業費 手宮保育所	市	
	(4)認定こども園	民間保育施設等整備支援事業 民間保育施設等整備支援事業費補助金 民間保育施設等の整備に対する補助事業	民間等
(5)障害者福祉施設 その他	地域活動支援センター事業 給水設備改修事業費 身体障害者福祉センター	市	

に改める。

7の(3)の表6の部(3)の項中

公民館	市民会館・市民センター・公会堂管理運営事業 音響設備改修事業費 市民センター	市	
-----	--	---	--

を

公民館	市民会館・市民センター・公会堂管理運営事業 音響設備改修事業費 市民センター 給水設備改修事業費 市民センター	市 市	
-----	---	--------	--

に改める。

平成30年
小樽市議会

第4回定例会

議案第17号

小樽市総合計画基本構想の策定について

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第14条の規定により、第7次小樽市総合計画基本構想を別冊のとおり策定する。

平成30年12月4日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

平成30年12月4日提出

小樽市議会議員	高野	さくら
同	酒井	隆裕
同	小貫	元
同	川畑	正美
同	新谷	とし

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から36年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。